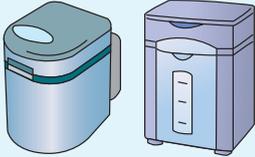


生ごみ処理容器等購入費補助について



ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入者に、補助金を交付しています。

[詳しくはこちら](#)

補助対象者	①市内に住所を有する個人（世帯主の名前で申請してください） ②購入した処理容器等により処理したものを、自己の責任で適切に処理できる人 ③市税の滞納がない人 ④補助金交付を受けたことがある場合、再申請に必要な期間が経過している（下記“補助金の再申請”覧参照）				
対象品目	電気式処理機	小型剪定枝 破砕機	コンポスト容器	ミミズコンポスト 容器	EM菌処理容器
					
特 徴	電力により生ごみを乾燥させて量を減らしたり、微生物等と生ごみを攪拌し、発酵・分解する機器	庭木の剪定枝等を粉砕チップ化する機器	土中の微生物や小動物等の働きを利用して生ごみを堆肥にする容器	シマミズの活動をj用して生ごみを堆肥にする容器	微生物等の働きを利用して生ごみを堆肥にする容器
処理量等	1日あたりの処理量が700g以上のもの		容量が100L以上のもの		容量が10L以上のもの
補助個数	1個	1個	2個まで		
補助率	2分の1			3分の2	
補助限度額	30,000円			5,000円	
補助金額の 計算方法	<p>補助金額＝実際の購入価格（税込）×補助率 ※実際の購入価格＝実際に支払う金額</p> <p>①100円未満の端数は切り捨てます。 ②算出した額が補助限度額を超える場合は、<u>補助限度額が補助金額</u>です。 ③購入価格へ含まないもの 生ごみ処理容器等本体以外の購入費用（ポイントの利用額、保証金、送料、設置費など）</p> <p>【2個以上の申請を行う場合】 1個ごとに上記の補助金額の計算を行い、合計した額が補助金額となります。</p>				
申請の方法 など	<p>(1)購入前に、市廃棄物対策課または各支所地域振興課の窓口にて東広島市生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書を提出してください。申請には、購入したい処理容器等の①製造者・商品名・型番②購入価格（本体価格）の情報が必要です。</p> <p>(2)東広島市生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書がご自宅に届くまでお待ちください。（申請からおおよそ2週間かかります。お急ぎの場合は、市収納課、もしくは各支所地域振興課で「市税の滞納がない証明書」を取得して頂き、申請書と一緒に提出してください。ただし、証明書の発行には手数料がかかります。）</p> <p>(3)販売店で処理容器等を購入後、支払日の翌日から90日以内に、領収書を添えて補助金実績報告書を提出してください。領収書には、①世帯主の氏名②支払年月日③購入価格製造者・商品名・型番④販売者名の項目が明記が必要です。領収書に上記の項目が足りない場合は、注文承諾通知メール等で不足項目を補ってください。クレジットカードを使用する場合は、領収書に加え、クレジットカード利用明細書が必要です。</p>				
補助金の 再申請	補助金交付金額確定日の翌日から次の年数を経過したときは、買い替えの場合も補助の対象となります。				
	7年			5年	